

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(組織) 第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。			(組織) 第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。		
部又は室 の名称	課又は室の 名称	係長の職名	部又は室 の名称	課又は室の 名称	係長の職名
総務部	(略)	(略)	総務部	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	契約会計課	制度管理係長、契約 係長、会計係長		契約会計課	制度管理係長、工事 契約係長、物品契約 係長、会計係長
	(略)	(略)		(略)	(略)
経営戦略 室		経営管理係長、経営 企画係長、みらい創 造係長、財務第1係 長、財務第2係長、 資産活用係長、資産 調査係長	経営戦略 室		経営管理係長、経営 企画係長、財務第1 係長、財務第2係 長、資産活用係長、 資産調査係長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2・3 (略)

4 水道部に次の表に掲げる事業所、課及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名		
水道管路管理センター	配水管 理課	北部配水事務係	北部配水事務係長、北部施設管理係長、北部漏水修繕係長、水道管路技術継承係長、南部配水事務係長、南部漏水修繕係長		
		北部施設管理係			
		北部漏水修繕係			
		水道管路技術継承係			
		南部配水事務係			
		南部施設管理係			
		南部漏水修繕係			
		(略)		(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2・3 (略)

4 水道部に次の表に掲げる事業所、課及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名		
水道管路管理センター	配水管 理課	北部配水事務係	北部配水事務係長、北部施設管理係長、北部漏水修繕係長、水道管路技術継承係長、南部配水事務係長、南部漏水修繕係長		
		北部施設管理係			
		北部漏水修繕係			
		水道管路技術継承係			
		南部配水事務係			
		南部施設管理係			
		南部漏水修繕係			
		(略)		(略)	(略)

(略)			
(略)			
(略)			
(略)		(略)	(略)
(略)			(略)
(略)			(略)

5～10 (略)

(総務部)

第6条 (略)

お客さまサービス推進室

(1)～(3) (略)

(4) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収に関する
こと。

(5)～(7) (略)

(8) 京都市公共下水道事業条例第22条、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条に規定する概算使用料の調定、徴収及び精算に関すること。

(9)～(11) (略)

(12) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納対策に関する
こと。

(13)～(20) (略)

(事業所)

第11条 (略)

営業所

(略)			
(略)			
(略)			
(略)		(略)	(略)
(略)			(略)
(略)			(略)

5～10 (略)

(総務部)

第6条 (略)

お客さまサービス推進室

(1)～(3) (略)

(4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関する
こと。

(5)～(7) (略)

(8) 京都市公共下水道事業条例第22条及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条に規定する概算使用料の調定、徴収及び精算に関する
こと。

(9)～(11) (略)

(12) 水道料金及び下水道使用料の滞納対策に関する
こと。

(13)～(20) (略)

(事業所)

第11条 (略)

営業所

(1)～(3) (略)

(4) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の調定及び徴収に関すること。

(5) 京都市公共下水道事業条例第22条、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条に規定する概算使用料の精算に関すること。

(6)～(16) (略)

水質管理センター

水質第1課

(1)～(6) (略)

(7) 浄水場及び疏水事務所の水質に係る連絡調整に関すること。

水道管路管理センター

(1) 緊急ダイヤルの応対に関すること。

(2) 断水及び濁水等に係る広報及び応急給水に関すること。

配水管理課

北部配水事務係及び南部配水事務係

(1)～(6) (略)

(7) 水道技術研修施設の管理に関すること（北部配水事務係に限る。）。

(8) 工事用資材及び給水装置用材料の需給調整、検査、出納及び保管に関すること（南部配水事務係に限る。）。

(9) その他課の庶務に関すること。

(新設)

(1)～(3) (略)

(4) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収に関すること。

(5) 京都市公共下水道事業条例第22条及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条に規定する概算使用料の精算に関すること。

(6)～(16) (略)

水質管理センター

水質第1課

(1)～(6) (略)

(7) 水質に係る浄水場、疏水事務所及び施設管理事務所との連絡調整に関すること。

水道管路管理センター

(削除)

断水及び濁水等に係る広報及び応急給水に関すること。

配水管理課

(削除)

(1)～(6) (略)

(7) 配水管及びその付帯施設（加圧設備を除く。）の維持管理に関すること。

(8) 断水及び通水の調整に関すること。

(9) 漏水の調査及び防止に関すること。

(10) 電食の調査及び防止に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

北部施設管理係及び南部施設管理係

(1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備を除く。）の維持管理に関すること。

(2) 担当地域に係る消火せんに関すること。

(3) 担当地域に係る断水及び通水の調整に関すること。

(4) 担当地域に係る漏水防止計画に関すること。

(5) 担当地域に係る漏水の調査に関すること。

(6) 担当地域に係る電食の調査及び防止に関すること。

北部漏水修繕係及び南部漏水修繕係

(1) 担当地域に係る漏水防止工事の施行に関すること。

(2) 担当地域に係る給水装置の修繕工事の施行に関すること。

(11) 給水装置の修繕工事の施行に関すること。

(12) 特別給水に関すること。

(13) 水道管路の維持管理に係る技術継承に関すること。

(14) 水道技術研修施設の管理に関すること。

(15) 水道技術研修施設を活用した研修に関すること。

(16) 緊急ダイヤルの応対に関すること。

(17) その他課の庶務に関すること。

(削除)

(3) 担当地域に係る特別給水に関するこ
と。

(削除)

水道管路技術継承係

(削除)

(1) 水道管路の維持管理に係る技術継承
に関すること。

(削除)

(2) 水道技術研修施設を活用した研修に
関すること。

(削除)

(3) 水道管路の維持管理に関すること。

(削除)

給水工事課

給水工事課

北部給水事務係及び南部給水事務係

北部給水事務係及び南部給水事務係

(1)～(9) (略)

(1)～(9) (略)

(10) 給水装置工事の費用（給水装置の修
繕料を除く。）並びに給水装置工事の
設計審査及びしゅん工検査の費用の調
定及び徴収に関すること。

(10) 給水装置工事の費用（給水装置の修
繕料を除く。）並びに給水装置工事の
設計の審査及び完了の検査に係る手数
料の調定及び徴収に関すること。

(11)～(16) (略)

(11)～(16) (略)

北部工事第1係、北部工事第2係、南部
工事第1係及び南部工事第2係

北部工事第1係、北部工事第2係、南部
工事第1係及び南部工事第2係

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 担当地域に係る給水装置工事及び補
助配水管工事の施行及び監督に関する
こと (水洗便所の設置に伴う給水装置
増設工事の監督に関することを除
く。)

(3) 担当地域に係る給水装置工事及び補
助配水管工事の施行及び監督に関する
こと。

(4) 担当地域に係る給水装置工事の設計
審査及びしゅん工検査に関すること
(水洗便所の設置に伴う給水装置増設
工事のしゅん工検査に関することを除
く。)

(4) 担当地域に係る給水装置工事の設計
の審査及び完了の検査に関すること。

(5)～(8) (略)

(5)～(8) (略)

量水器係 (略)

(1)~(5) (略)

量水器係 (略)

(1)~(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)